

## 行財政改革推進 特別委員会の報告

十二月定例会において、議会閉会中の十月九日、三十日、十一月二十九日に行われた行財政改革推進特別委員会の審査並びに協議の結果が委員長より報告された。委員長報告から抜粋して掲載する。

### 市内各施設等の 管理委託について

市の各種施設等の管理委託の現状については、委託の方法や委託料の積算根拠等改善すべきと見られる点について、提言書を取りまとめるとともに十月九日の会議録を添え十一月三十日、議長・委員長連名で、市長に提言書を出した。

その後、農政課より支出根拠の見直しを進めているとのこと、十一月二十九日の委員会で説明を受けたが、当委員会の提言について誤解していると思わ

れるので、趣旨を理解し、見直しを進めてほしい。

行財政改革推進特別委員会は、年々、厳しくなる財政運営の中で、無駄を除き経費の節減を目的に活動しているもので、現状より経費を増加させる考えはない。積算根拠は、業務内容を正確に把握し、外部から見ると矛盾のないようにすべきである。例えば、庁舎の宿直でも三町の業務内容に多少違いがあるにしても差が大きい。このことを理解し、これらのより良い見直しについて期待する。

### 滞納整理の 状況について

住宅新築資金等貸付金の滞納整理状況については、九月以降、七件の訴訟を起こした。三件については競売し配当を受け、一件は和解し、入金中であり、他の三件は裁判中との説明があった。

平成十九年度の貸付金入金額は、十月末現在で四千九百三十九万五千円であり、十八年度比四四％の増となっている。また、完済は平成十八年度が二十一件、本年度は十月末現在で、十六件であるとの説明があった。本件に関しては継続して経過を見てきたが、行政の対応により、収納が増加しているの、今後とも厳正な対処が必要である。

その他、市営住宅使用料についても説明があった。

## 香美市内の各種施設等の管理委託に関する提言書

1. 管理委託の方法が、旧3町村が実施してきた方法をそのまま踏襲し、委託内容や条件が似ているにも係らず契約条件(金額等)が違いすぎる。委託契約の見直しを行い、統一基準を作成してバランスの取れた委託契約をすべきである。
2. 管理委託に関しては、担当部署だけで判断して決定することなく、市役所全体で連携・協議をして、情報を共有し管理委託に活かすべきである。
3. 警備受託業者である「総合警備保障(株)高知支社」及び「セコム高知(株)」への委託金額については、各施設の委託単価に格差があるが、この格差は合理的な理由があつてのことなのか。この理由の追求と併せて、できれば統一的な単価設定されるように努力されたい。
4. 学校給食センター業務委託で法に抵触すると判断される内容があり、この契約及び委託のあり方を適正な方法に改正すべきである。
5. 業務委託に関しては、契約方法の適正化を行い、また明確な積算根拠のもとに業務委託を行うよう努力されたい。
6. 委託業務については、委託後適切なチェックを行い、委託業務が完了後には、完了した旨を文書及び業務完了を証する写真を添付した報告を義務付けること。
7. 市内に散在する公民館、集会所、老人憩の家、公園、遊園地等の諸施設は、管理主体が建設等の補助目的及び建設時の担当部署のままで現在に至っているが、できる限り一元化に近い管理方法にするよう努力されたい。
8. 宝町老人憩の家の管理委託については、常駐の職員が隣接した施設で執務していることから、外部委託でなく職員の直接管理に転換すべきである。また、当該施設は、風呂を使用する少数の市民が利用する程度にとどまっており、老人憩の家としての機能を発揮していないと思われる現実があるので、この点の改善を求める。
9. 黒土集会所管理委託料については、特別に優遇されていると判断される。見直し措置を講じて不公平感のないようにすべきである。



香北町、谷相地区

# まちづくり推進 特別委員会の報告

10月、11月にそれぞれ委員会を開会した。協議の中で、今後まちづくりを進めていく上で取り組みの柱となる四項目を大項目とし、取り組みの具体案を中項目に、具体的な取り組み事項を小項目に取りまとめた。

## まちづくり推進特別委員会の項目別課題一覧

大項目	中項目	小項目
1. 人口の定住	1. 生活環境の完全整備、宅地等 2. 若者対策、保育料 3. 教育環境の整備 4. U・I・Jターン、団塊世代の受け入れ対策 5. 防災対策	1. 情報受発信網の完全整備 2. 進学対策 3. 若者定住対策 4. 空き家、売り家、宅地対策 5. 上下水道整備 6. 消防、耐震対策
2. 産業の振興	1. 農業 2. 林業 3. 商業 4. 工業 5. 観光業 6. 地場伝統産業 7. 工科大学	1. 農地の保全、農道整備、水路整備 2. 林道、作業道の開設 3. 農林産物加工業の育成、販路拡大 4. 商店街の活性化 5. 観光地の整備と観光客誘致、拡大戦略 6. 中心地付近に宿泊施設の整備 7. 打ち刃物生産の長期的戦略と販路拡大 8. 地産地消、食育の推進
3. 福祉の充実	1. 児童、母子福祉の充実 2. 高齢者福祉の充実 3. 障害者福祉の充実	1. 子育て支援策の充実 2. 施設の整備 3. 在宅介護の充実策 4. 施設入所者の負担の軽減策
4. 基盤整備	1. 主要道の整備 2. 生活道の整備	1. あけぼの街道の整備 2. 国道・県道の改良 3. 都市計画道路の整備 4. 生活道の完全整備（安全施設）

# 連合審査 平成19年度一般会計補正予算

**Q** 九月議会で話のあった消防職員への過払いについてその後の経過を問う。

**A** 九月議会に報告したとおり、本市消防本部では年末年始の過払いについて、公金の返還という形で決定している。十九年十二月のボーナスで一括徴収し、返還したいと考えている。

**Q** 香北支所費・物部支所費・保育園費の中の職員給料および手当が大幅に減額されている理由は。

**A** 予算要求は前年の十一月末に締め切るが、その後に人事異動がある。そのため、年に一度十二月議会で調整し

ている。両支所については職員を減らしており、保育園は退職者に対して補充していない。

**Q** レンタルハウス整備事業費補助金は、農家の要望が多いと聞くが、なぜ減額補正するのか。

**A** レンタルハウス整備事業は、農家側が耕作計画を立て前年から

準備している。本年度の要望箇所はすべて対応した。減額は、耕作計画に見合った事業を消化した残金である。

**Q** 塵芥処理費が大きいく減額されているが、相当のゴミが減ったということか。また、ゴミ袋について不燃物の袋は丈夫でくくりやすいが、可燃物の袋は破れやすく、くくりにくいと思う。改良する必要があると思うがどうか。

**A** 焼却ゴミについては年々減少している。



ゴミ袋 (可燃物)

資源ゴミ等は横ばいである。ゴミ袋については、十八年度の発注に企画の範囲内であるが、薄くて破れやすいということがあった。十九年度の発注分から仕様書をこと細かく作

り発注したことから、改善された。また、袋については、香南清掃組合の三市で調整し、同じものを発注しているの、香南市・南国市と協議し検討する。

## 総務常任委員会

**Q** 地方公務員の育児休業等に関する法律が改正された時期は。

**A** 本年五月十六日に交付されたものである。

**Q** 部分休業はどれくらいとれるのか。また、その期間は。

**A** 一日二時間以内であり、三歳までの育児休業が終わってからの、小学校入学までである。

**Q** 人事評価はされているか。

## 教育厚生常任委員会

**A** プロポーザル方式により、今年から取り組む予定である。

**Q** 国民健康保険特別会計補正予算について、一般被保険者と退職被保険者の違いは。

**A** 退職被保険者は、会社を退職して年金を受給されている方である。それ以外は一般被

**Q** 保健衛生普及費にあるパンフレットの中身は。

**A** 平成二十年四月から開始される特定健診、特定保健指導に伴うパ





市立歯科診療所（物部町）

ンフレット等である。

**Q** 介護保険特別会計補正予算の中で、介護サービス諸費の減額と介護予防サービス諸費の増額理由は。

**A** 認定の人数は、介護が減少し、支援（介護予防）が増えてきて

いる。その理由は十八年度の制度改正によるものである。

**Q** ケアプラン作成の現状は。

**A** 支援の方が増えてきたため、地域包括支援センターで実施しなければならぬケアプ

ラン作成が増加した。これを直営で作成するととなると包括支援センターの人員の問題もある。これまで通りできるだけ事業者に委託したい。

**Q** 香美市立診療所の設置および管理に関する条例の一部改正について、現在の委託から指定管理に変わった場合、診療所運営はどうなるのか。また、経費はどうなるのか。

**A** 指定管理になって基本的な変わることはないが、事業者の管理権限は大きくなる。経費の面では、四診療所それぞれ形態が違うが、患者数が少ないことから今の委託料や管理経費を減らして運営することは、難しいと考えている。事務については、指定管理者において行ってもらうことになるので市の負担は軽減される。

**Q** 以前には医師が不在の時があったと聞いているが、現在、医師の人数は確保されているか。また、指定管理者との細部の取り決めはどうなっているのか。

**A** 現在、香美市と医

師の間で不在の状況を作らないとの契約を交わしている。細かい取り決めについては、指定管理者との協定書によって定めることになっているが、四診療所それぞれ中身は変わってくと考えている。

## 産業建設常任委員会

**Q** 予算組み替えで浸水対策下水道工事とあるが、工事場所と内容は。

**A** 楠目地区の鏡野中学校グラウンド前で、雨水対策事業に伴う下水道工事を実施している。この委託料から、市上水道移設の組み替えとしたものである。

**Q** 公共下水道事業については受益者負担金が課題になるが、対応策は。

**A** 土佐山田、香北を含めて下水道施設への加入が少ないということが、下水道会計を圧迫している。できる限りのPRに努めているが、現在の見通しとして四十戸ほどしか見込めない状況である。

香美市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例の制定について

条例制定の目的として、現在本市で、当該施設の設置計画はないが、産業廃棄物処理施設の設置等により生ずる恐れのある環境保全上の支障について、事業者と市民等が意見を交換する機会を確保することにより、産業廃棄物処理施設の設置等をめぐる紛争を予防することが目的との説明を受けた。

質疑の後、紛争予防のための事前の備えとして条例を制定しておくべきとの意見と、なお深く検討を加え慎重に対処すべきとの意見が表明された。

# 陳情を受けました

「LPガスへの公平な扱いを求める陳情書」(全会一致で採択)

## LPガスへの公平な扱いを求める陳情書

香美市議会議長 中澤 愛水殿

陳情代表

住所 香美市土佐山田町西本町1-5-30

氏名 高知県LPガス協会嶺南支部支部長  
森 永 広

### 【陳情】趣旨

LPガス(プロパンガス)は、県民生活に欠くことのできない民生用エネルギーの一つとして、県内約27万世帯で利用いただいております。

地球温暖化対策が喫緊の課題である昨今、LPガスは環境負荷が相対的に少ないエネルギーとして、我が国のエネルギー基本計画において今後一層の利用の効率化・多様化を図ることが明記されています。

LPガス業界においても各種高効率ガス器具の普及に努めており、特に家庭での給湯部門での二酸化炭素排出を抑制する高効率給湯器は、国がCO<sub>2</sub>削減に有効と認定し、資源エネルギー庁等による補助制度が設けられるなど官民挙げて対応を進めているところです。

また、LPガスは供給方式の特性から、地震等災害時でも被害を受けにくく、また、地震時にガスを自動的に止めるメーター等各種安全機器の普及により、二次災害の発生を防ぐとともに他のエネルギーと比べ復旧が容易であり、避難所での給食・給湯にも有効なエネルギーとして認知されています。現在貴市においても市営住宅、保育所公共施設等にてお使いいただいているところです。また日常的に保安の確保に努めお客様に安全、安心を提供しているところです。しかし今日の貴市の政策は市庁舎のエネルギーの選択に関して電力への一方的な偏重が見受けられることです。

環境への貢献と災害時の市民のエネルギー確保は、市政の重要な政策であることはいうまでもありません。

私ども社団法人高知県エルピーガス嶺南支部は貴市に対し電力重視の施策を見直し、LPガスを他エネルギーと公平に扱っていただくことを強く求めます。

### 他の陳情書

◎「生活道の工事復旧と連絡道(迂回路)の接続、道路の開設、林道の開設に係る陳情書」  
(継続審議)



陳情のあった月谷地区

本陳情書は、いったん議長預かりとし、議長から、産業建設常任委員会に調査が付託された。産業建設常任委員会では、議会閉会中に現地調査を行うこととし、継続審査と決定した。